

令和4年度 第3回 吉見町農業委員会総会議事録

招 集 期 日	令和 4年6月27日	開 催 場 所	吉見町役場 庁舎3階 中会議室
開閉の日時及び宣告者	令和 4年6月27日	午後 1時30分	開 会
	同 日	午後 2時30分	閉 会
議 長	伊田由夫		

委員応招並びに出席状況

農業委員			農地利用最適化推進委員			<p>【農業委員】</p> <p>定員 10名</p> <p>出席 10名</p> <p>欠席 0名</p> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <p>定員 8名</p> <p>出席 8名</p> <p>欠席 0名</p>
番号	氏 名	摘 要	番号	氏 名	摘 要	
1	小 林 勇	出席	推1	千 代 間 功	出席	
2	田 島 克 美	出席	推2	秋 庭 諭	出席	
3	宮 澤 義 和	出席	推3	笹 野 正 人	出席	
4	笹 野 英 三	出席	推4	金 子 隆 一	出席	
5	大 澤 明 子	出席	推5	大 室 禎 三	出席	
6	伊 田 由 夫	出席	推6	吉 田 克 之	出席	
7	松 本 眞 一	出席	推7	篠 田 邦 広	出席	
8	小 宮 一 博	出席	推8	赤 間 恵 美	出席	
9	福 田 實	出席				
10	瀬 戸 直 行	出席				

出頭者			
事務局	事務局長 大久保栄樹	事務局長補佐兼農地係長 小林 浩（説明）	事務局 吉澤和巳（書記）
説明者	9番 福田委員		
開会 午後 1時30分	事務局長	開会	
	会長	あいさつ	
	議長	会議規則により伊田会長が議長となり、出席委員10名、欠席委員0名で会議の成立を宣言する。 なお、推進委員は出席委員8名、欠席委員0名。（遅刻委員：推3番笹野委員）	
議事録署名人の指名	議長	議事録署名人に、4番 笹野委員、5番 大澤委員を指名する。	
議案上程	議長	第1号から第4号議案を上程することを諮り異議なく承認され上程する。	
議案朗読説明 午後 1時35分	事務局	第1号議案及び第2号議案1番の取り下げについて説明する。 1) 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について議案を朗読する。 第2番の案件については、経営する飲食店の駐車場が不足していることから、隣接地を譲り受けて駐車場として転用したいとする申請です。 2) 第3号議案、農用地利用配分計画（案）の決定について議案を朗読する。 この案件は、農用地利用集積計画の決定についてですが、農業経営基盤強化促進法に基づき、令和4年7月分の農地の利用権設定による手続きが6月末日をもって締め切られ、町が農用地利用集積計画を定めたため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会に意見を求められたものでございます。今回の申し出農地は、田104, 420㎡、畑63, 458㎡、計167, 878㎡、筆数は187筆となっています。 3) 第4号議案、農用地利用配分計画（案）の決定について議案を朗読する。 この案件は、農地中間管理機構が中間管理権を取得した農地を地域の営農者へ集約化して転貸するものです。	

<p>地区委員会付託 午後 1時40分 再開 午後 1時45分</p>	<p>今回の計画（案）については、農地中間管理事業により機構が地権者から借り受けた、農地2筆、2,177㎡について配分を行うものです。 詳細につきましては、議案資料のとおりですので、再度確認をお願いします。</p> <p>議長 事務局の朗読・説明が終わり、審議を地区委員会へ付託する。</p> <p>議長 再開を宣言し、地区現地確認の報告を求める。 地区の報告 第2号議案2番を北地区の報告願います。</p> <p>9番 福田委員 北地区の案件について報告する。 北地区の案件については1件であり、6月25日に担当委員5名で現地の確認を行ないました。 第2号議案、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、この案件は、譲受人が申請地を譲り受けて経営する飲食店の隣接地を駐車場として転用する申請です。 この飲食店は、令和2年12月に現在地に移転してから、多くの方に利用されており、飲食のほかに、各種教室やイベントを定期的で開催していることから、駐車場不足となっている状況がありました。 申請地は、宅地等に囲まれた休耕地であり、北地区の担当委員としてはやむを得ないと判断します。</p>
<p>質疑 午後 1時45分</p>	<p>議長 報告が終わり、質疑を開始する。</p> <p>6番 松本委員 申請地は、駐車場としては面積が大きい雑草等の管理は問題ないのか。</p> <p>事務局 本計画では、駐車場に砂利を敷くことになっておりますが、雑草について適切に管理するように伝えます。</p>

<p>採決 午後 1時50分</p>	<p>議長 質疑なしと認め採決を開始する。 第2号議案の2番、農地法第5条の規定による許可申請の承認について原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第3号議案の農用地集積計画の決定について 原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。 第4号議案の農地利用配分計画（案）の決定について 原案のとおり承認することに賛成の者の挙手を求めたところ、挙手全員をもって承認される。</p>																												
<p>次回現地確認の日程 午後 1時50分</p>	<p>議長 次回現地確認の日程を確認する。</p> <table border="0" data-bbox="806 670 1904 973"> <tr> <td>東地区</td> <td>1番</td> <td>小林委員</td> <td>7月21日</td> <td>午後</td> <td>4時30分から</td> <td>東野ふれあいセンター集合</td> </tr> <tr> <td>西地区</td> <td>4番</td> <td>笹野委員</td> <td>7月23日</td> <td>午前</td> <td>8時00分から</td> <td>農協西吉見支店集合</td> </tr> <tr> <td>南地区</td> <td>推5番</td> <td>大室委員</td> <td>7月23日</td> <td>午前</td> <td>8時00分から</td> <td>農協南吉見支店集合</td> </tr> <tr> <td>北地区</td> <td>8番</td> <td>小宮委員</td> <td>7月23日</td> <td>午後</td> <td>4時30分から</td> <td>農協北吉見支店集合</td> </tr> </table>	東地区	1番	小林委員	7月21日	午後	4時30分から	東野ふれあいセンター集合	西地区	4番	笹野委員	7月23日	午前	8時00分から	農協西吉見支店集合	南地区	推5番	大室委員	7月23日	午前	8時00分から	農協南吉見支店集合	北地区	8番	小宮委員	7月23日	午後	4時30分から	農協北吉見支店集合
東地区	1番	小林委員	7月21日	午後	4時30分から	東野ふれあいセンター集合																							
西地区	4番	笹野委員	7月23日	午前	8時00分から	農協西吉見支店集合																							
南地区	推5番	大室委員	7月23日	午前	8時00分から	農協南吉見支店集合																							
北地区	8番	小宮委員	7月23日	午後	4時30分から	農協北吉見支店集合																							
<p>報告事項 午後 1時50分</p>	<p>議長 次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 農業用施設用地の転用届出について（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・地目変更 田甲地内 1筆 89㎡ 2) 市街化区域内農地の転用届出について（報告） <ul style="list-style-type: none"> ・地目変更 下細谷地内 1筆 294㎡ <p>議長 報告が終わり、質疑を開始するが、質疑がないため報告事項を終了する。</p>																												

その他
午後 1時55分

その他について、事務局に説明を求める。

事務局 その他について、資料に基づき説明する。

- 1) 今年度の農地パトロールについて
- 2) 農業者年金の加入推進活動について
- 3) 埼玉県農業会議主催の研修会について
- 4) 遊休農地解消対策について
- 5) 活動記録簿について

議題

- 1) 農地利用最適化活動に関する議題について

議長 その他が終わり、質疑を開始する。

推5番 大室委員

議題の該当地は、雑草が繁茂しており雑草を除去してからでないと耕作が困難であることから、地権者が雑草を除去後に南地区委員に再度依頼をお願いします。

事務局

地権者へそのように説明します。

1番 小林委員

資料2の農地中間管理事業希望及び耕作者希望一覧は、どのタイミングで回答があったものか。

事務局

令和3年度利用状況調査実施後に利用意向調査を実施しました。資料2は、利用意向調査書に農地中間管理事業希望及び耕作者を希望の回答があった一覧になります。

1番 小林委員

農地中間管理事業を希望した場合は、全て農地中間管理事業に適合するのか。

事務局

利用意向調査で農地中間管理事業を希望しても埼玉県農林公社が基準に適合しない場合は借り受けしません。ほとんどの遊休農地で農地中間管理事業を希望しても埼玉県農林公社が借り受けすることはないのが現状になっています。

令和2年度までは、過去に農地中間管理事業を希望し基準に適合しない農地については、翌年度以降利用意向調査の対象外とされておりましたが令和3年度からは毎年利用意向調査を実施することに改正されたことから利用意向調査対象が増えております。

8 番 小宮委員

農地中間管理事業を希望した土地所有者は、希望すれば農地中間管理事業に適合すると考えている可能性がある。

また、今回の資料2の情報を受けてどのように活用すればよいのか。

事務局

農地中間管理事業に適合しない場合は、埼玉県農林公社から適合しない旨の通知があります。

また、今回資料2を委員の皆様提供した理由としては、地権者が自己所有土地を農地中間管理事業等で活用したいという希望があるという情報を委員の皆様にも共有して欲しいという理由から提供させていただきました。

すでに遊休農地対策を実施していただいておりますが、情報を共有させてもらうことで、少しでも遊休農地が解消できればと考えております。

7 番 松本委員

資料2の一覧の中には、何年もかけて取り組んでいるが解消に至っていない場所があり、今後どうしていきたいのか知りたい。

推6番 吉田委員

一筆ごとに対応するのではなく、地域ごとに耕作者及び地権者を集めて説明する機会を設けないと解消は困難であることから、そのような機会を希望します。

議長


資料2は、解消出来るところがあるか再度確認をして欲しいという趣旨のものであるので遊休農地解消は困難では、あるが地区毎に確認しよう。

<p>閉会 午後 2時30分</p>	<p>7 番 松本委員 遊休農地を解消するのであれば基盤整備を実施し、地権者が耕作者に料金を支払うなどしなければ難しい状態になっている。</p> <p>9 番 福田委員 町や農業委員会で農地バンク的なものを作成して欲しい。また、荒廃度が激しい遊休農地は行政側で解消し、耕作者へ貸し出し等をするなど検討してもらいたい。</p> <p>事務局 今回、委員の皆様にご情報提供させていただきました経緯としましては、土地の所有者が農地中間管理事業等を希望していることから、この中から少しでもマッチングが出来ればと思いい情報提供させていただきました。 また、町や農業委員会からのアクションということですが、農地は土地所有者が管理していただくという法律の趣旨を認識してもらえるように、地権者からアクションがありましたらその旨伝えさせていただきます。そうしたなかで地権者から草刈りや何とかして欲しい等の要望があれば、埼玉県や農林公社等に相談しながら対応していければと思います。</p> <p>議長 資料2のなかで遊休農地の解消に繋げられる場所がありましたらよろしくお願いします。</p> <p>議長 次回開催予定 令和4年7月26日(火)午後1時30分開始を確認して閉会する。</p>
<p>その他特に重要と認める事項</p>	

上記会議の顛末の記載は相違ないので、これを証するためここに署名する。

令和 4 年 7 月 26 日

議 長 伊 田 由 夫 

署名委員 笹 野 英 三 

署名委員 大 澤 明 子 